

原子力災害及び原子力発電の安全確保に関する要請書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれによる大津波は、東京電力福島第一原子力発電所における大量の放射性物質の放出という重大事故を誘発した。

この重大事故により、警戒区域及び計画的避難区域が設定された地域の住民は、厳しい避難生活を強いられる事態となり、多くの住民が生活の場を追われ、生業を失い、暮らしの見通しが立たない状況に追い込まれている。

さらに、放射性物質の影響は、農林水産業を初め、製造業、商業、観光業など、あらゆる分野に深刻な影響を及ぼし、加えて、子供たちが多くの時間を過ごす学校の校庭や、住民の日常生活になくってはならない下水道処理施設の汚泥等からも放射性物質による汚染が確認され、これらの処理の見通しが立たなければ、住民の生活そのものが崩壊する重大な危機に直面している。

本県においても、大気や海洋の広範囲に放出された放射性物質の影響は、水道水の乳幼児への飲用制限、農作物や原乳の出荷制限、水産物の漁と出荷の自粛等々、本県の農畜産業及び水産業に破壊的な被害を与えたところである。そして、4カ月を経過した現在も、原子炉の冷却が正常に行われないなど、いまだ県民の不安解消に至っていない状況にある。

また、原子力災害に関する情報については、事故発生後から真偽を問わず様々な情報が錯綜し、県民に不安と混乱を与えたところである。

今回、日本原子力発電株式会社東海第二発電所においては、地震発生後に原子炉が自動停止したが、冷却に必要な外部電源が受電できない状況となり、非常用発電機によって冷却されたところである。しかし、想定を超える津波の影響により、海水ポンプ1台及び非常用発電機1台が停止するなどの事態が生じたところである。

また、原子力発電施設も昭和53年の営業開始以来、今年で33年を迎えるなど、老朽化が指摘されている。

よって、貴社においては、今回の福島第一原子力発電所の事故状況や原因等の徹底した情報収集と分析を行った上で、原子力災害及び原子力発電の安全確保に向けた各種対策の抜本的な見直しについて、県民への情報提供や関係機関との連携のあり方も含めて早急に再構築し、県民のもとに明らかにされるよう強く要望する。

平成23年7月25日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男 様

茨城県市議会議長会